

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～マイナ保険証への切り替えが便利です～

マイナンバーカードを健康保険証として使用すると、さまざまなメリットがあります。

- ・ 特定疾病の適用や高額療養費制度の適用が受けられるようになります！
- ・ 医療機関でより適切な医療が受けられるようになります！（※1）
- ・ タイムラグなく最新の資格情報で医療機関が受診できます！  
（※1）薬剤情報や特定健診情報等の提供に同意が必要です



★マイナンバーカードを保険証として利用するためには、以下2つの事前準備が必要です！

①マイナンバーカードの発行を申請し、マイナンバーカードを取得する

→ PC やスマホからの申請、まちなかの証明写真機から申請できます

②マイナンバーカードを保険証として利用する登録を行う（※2）

→ 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）やセブン銀行 ATM、マイナポータルから登録可能です

（※2）利用登録を行っているかどうかの確認はマイナポータルから確認できます



マイナポータルアプリのダウンロードは  
こちらのQRコードから可能です



# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～交通事故などにあつたとき～

交通事故など、第三者（加害者）の行為によってケガや病気をした場合でも、**届出**により後期高齢者医療で治療を受けることができます。

この場合、後期高齢者医療が医療費を立て替え、あとで加害者に請求することになります。

医療機関を受診する際には、必ず**第三者行為によるもの**であることを伝えてください。

ただし、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると後期高齢者医療が使えなくなることがありますので、**示談の前に**必ずお住まいの市区町村の担当窓口にご相談ください。

○交通事故以外でも届出が必要です

- ・ 他人の飼い犬などに咬まれてケガをしたとき
- ・ 食中毒になったとき
- ・ 傷害事件によりケガをしたとき



## 必ず届出を！

お住まいの市区町村の担当窓口で速やかに手続きをしてください。

○必要なもの

- ・ 保険証
- ・ 印鑑
- ・ 交通事故証明書（後日でも可）

※交通事故の場合、警察（自動車安全運転センター）から発行される「交通事故証明書」が必要となりますので、必ず警察にも届け出てください

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ IP 53・2323 Eメール: kokuho@town.tsukigata.hokkaido.jp  
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011・290・5601

## 後期高齢者医療制度のお知らせ 保険証（被保険者証）の一斉更新について

### ■保険証が新しくなります（黄色→水色）

現在、ご使用の黄色の保険証の有効期限が令和6年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら水色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和7年7月31日です
- 保険証が廃止される令和6年12月1日までは、紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課戸籍保険係までお申し出ください

### 新しい保険証は水色です

### ■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（黄緑色→橙色）

現在、ご使用の黄緑色の減額認定証及び限度証の有効期限が、令和6年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは橙色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、住民課戸籍保険係へ申請してください。

※有効期限は1年間です

#### ◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除 ○老齢福祉年金を受給されている方

#### ●限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

### 新しい減額認定証及び限度証は橙色です

後期高齢者医療被保険者証  
有効期限 ○○年 7月31日  
交付年月日 ○○年 7月 1日  
被保険者番号 01234567  
住所 広城市連合町1丁目  
氏名 広城 太郎 男  
生年月日 昭和 7年 7月 7日  
発効年月日 平成20年 4月 1日  
発効期日 平成20年 4月 1日  
一部負担金の割合 1割  
保険者番号並びに保険者の名称及び印 39011000 公印(朱)  
北海道後期高齢者医療広域連合

▲保険証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証  
有効期限 ○○年 7月31日  
交付年月日 ○○年 8月 1日  
被保険者番号 01234567  
住所 広城市連合町1丁目  
氏名 広城 太郎  
生年月日 昭和 7年 7月 7日  
発効期日 ○○年 8月 1日  
適用区分 区分Ⅱ  
長期入院該当年月日 ○○年 8月 1日 保険者印  
保険者番号並びに保険者の名称及び印 39011000 公印(朱)  
北海道後期高齢者医療広域連合

▲減額認定証

後期高齢者医療限度額適用認定証  
有効期限 ○○年 7月31日  
交付年月日 ○○年 8月 1日  
被保険者番号 01234567  
住所 広城市連合町1丁目  
氏名 広城 太郎  
生年月日 昭和 7年 7月 7日  
発効期日 ○○年 8月 1日  
適用区分 現役Ⅱ  
保険者番号並びに保険者の名称及び印 39011000 公印(朱)  
北海道後期高齢者医療広域連合

▲限度証

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ IP 53・2323 EX-ℓ: kokuho@town.tsukigata.hokkaido.jp  
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011・290・5601

# 後期高齢者医療被保険者証について

■7月の保険証送付時に個人番号の下4ケタをお知らせしますので確認ください

7月中に新しい保険証をお送りしますが、その際に個人番号の下4ケタを下図イメージのように、あわせてお知らせしますので、お持ちのマイナンバーカードや通知カードに記載の番号と相違がないか、ご確認ください。

<イメージ> ※実際の送付時に変わる可能性があります

<表面>

<b>被保険者証</b>	(下の線に沿って数回折ると、切り離しやすくなります。)		
<p>&lt;注意事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 被保険者証を、線に沿って切り離してください。</li><li>2 被保険者証は、大切に保管してください。</li><li>3 被保険者証の裏面に「臓器提供意思表示欄」を設けております。 詳しくは同封しておりますチラシをご覧ください。</li></ol>	(右の線に沿って数回折ると、切り離しやすくなります。)		
<p>後期高齢者医療制度で登録されている あなたの個人番号（マイナンバー）</p> <table border="1"><tr><td style="text-align: center;">個人番号</td></tr><tr><td style="text-align: center;">**** * 1234</td></tr></table> <p>※上記、個人番号は後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている個人番号の下4桁を表示しています。（詳細は表面参照）</p>	個人番号	**** * 1234	<b>後期高齢者医療被保険者証</b>
個人番号			
**** * 1234			

<裏面>

<b>※被保険者証裏面</b>	<b>被保険者証</b>
	<p>後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている個人番号（マイナンバー）のお知らせ</p> <p>保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひご利用ください。なお、保険証合紙の表面に、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）を印字しています。</p> <p><u>万が一、異なっている場合には、表面に記載のお問い合わせ先まで、このお知らせに関しては下記お問い合わせ先までご連絡ください。</u></p> <p>【お問い合わせ先】 北海道後期高齢者医療広域連合コールセンター TEL：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (開設期間：令和6年〇月〇日～〇月〇日) 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇)</p>

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ IP 53・2323 Eメール:kokuho@town.tsukigata.hokkaido.jp  
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011・290・5601

# 国民健康保険

## ◆令和6年度保険税率の改定について◆

### ■令和6年度保険税率

国民健康保険制度の改正により、平成30年度から北海道が財政運営の主体となる新しい国保制度が始まっており、保険税は国民健康保険運営のための納付金として北海道へ納めるための財源となっています。

保険税の改定にあつては、物価高騰などによる経済および生活への影響を考慮し、基金を活用することで負担の増加を抑制しつつ北海道の示す標準保険料率に近づくように改正しました。

区分	課税標準	医療給付費用分※1		後期高齢者支援金等分※1		介護納付金分※2	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
所得割	加入者の所得	5.90%	6.40%	2.00%	2.20%	1.40%	1.60%
均等割	加入者1世帯当たり	24,200円	25,800円	9,000円	9,500円	9,300円	9,200円
平等割	加入者1世帯当たり	24,600円	26,100円	9,100円	9,600円	7,200円	7,300円
	課税限度額	650,000円	変更なし	220,000円	240,000円	170,000円	変更なし

※1 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する方がいる場合、世帯構成によって軽減措置があります

※2 介護納付金分は、40歳から64歳の方が属する世帯が対象となります

### ■課税限度額の見直し

保険税は、負担能力に応じ課税されていますが、被保険者の納付意欲に与える影響や制度および事業の円滑な運営を確保する観点から被保険者の保険税負担に一定の限度を設けることとされ、賦課限度額は、賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように設定されています。

地方税法施行令改正により、後期高齢者支援金等分が2万円引き上げられ、課税限度額は106万円になりました。

令和6年度の課税限度額は、上記の表のとおりです。

### ■特定世帯および特定継続世帯の保険税の軽減（上記※1の内容）

後期高齢者医療制度への移行に伴い、被保険者の負担が急に増えることがないように、特定世帯および特定継続世帯に該当する世帯には保険税の軽減が適用されます。

軽減される保険税は、医療給付費分および後期高齢者支援金分の平等割額で、特定世帯は2分の1が、特定継続世帯は4分の1が軽減されます。なお、所得に応じた保険税の軽減は適用後の平等割額に対し適用されます。

また、世帯の異動をしたり、世帯主に変更があった場合は、対象外になる場合があります。

軽減後の保険税（平等割額）は次のとおりです。

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分
特定世帯	13,050円	4,800円
特定継続世帯	19,575円	7,200円

#### 特定世帯とは

国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度へ移行し、同じ世帯で75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入し、国民健康保険加入者が一人になる世帯で、後期高齢者医療制度へ移行した月（以下「特定月」という。）以後5年を経過するまでの世帯をいう。

#### 特定継続世帯とは

国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度へ移行し、同じ世帯で75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入し、国民健康保険加入者が一人になる世帯で、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過するまでの世帯をいう。

## ■所得に応じた保険税の軽減

前年の所得が一定以下に該当する世帯は、均等割額、平等割額が次のとおり軽減されます。

※世帯の中に住民税の申告をされていない方がいる場合は、軽減を受けることができませんのでご注意ください

所得がない場合も住民税の申告が必要です

軽減割合 ※3	軽減判定基準 ※4・5・6	軽減される額			
		区分	医療 給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護 納付金分
7割 軽減	世帯全員の前年の所得が次により算出した額以下の世帯 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	均等割	18,060円	6,650円	6,440円
		平等割	18,270円	6,720円	5,110円
5割 軽減	世帯全員の前年の所得が次により算出した額以下の世帯 43万円+29万5,000円×加入者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	均等割	12,900円	4,750円	4,600円
		平等割	13,050円	4,800円	3,650円
2割 軽減	世帯全員の前年の所得が次により算出した額以下の世帯 43万円+54万5,000円×加入者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	均等割	5,160円	1,900円	1,840円
		平等割	5,220円	1,920円	1,460円

※3 保険税率の注釈※1が適用される場合は、軽減される額が異なります

※4 「軽減判定基準」の所得には国民健康保険に加入されていない世帯主(擬制世帯主)の所得も含まれます

※5 「軽減判定基準」の給与所得者等とは一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける方です

※6 「軽減判定基準」の加入者数には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方を含めます

## ■子どもの均等割額の軽減

令和4年4月1日から全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の施行に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から子どもの均等割額が軽減されます。

軽減の対象者は、国民健康保険に加入する未就学児(6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者)です。

軽減される保険税は、未就学児に係る均等割額で5割が軽減されます。なお、所得に応じた保険税の軽減を受けた世帯は、その適用後の均等割額の5割が軽減されます。

軽減後の保険税(均等割額)は右記のとおりです。

	医療 給付費分	後期高齢者 支援金等分
7割軽減	3,870円	1,425円
5割軽減	6,450円	2,375円
2割軽減	10,320円	3,800円
軽減なし	12,900円	4,750円

## ◆保険証(被保険者証)の一斉更新について◆

### ■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限は令和6年7月31日です。新しい保険証は、7月末日までに住民登録をしている住所に簡易書留郵便で送付します。

※保険証の更新を役場窓口(住民課戸籍保険係)でしていただく場合があります。対象の方へは別途ご案内します

※70歳以上75歳未満の方は、保険証と高齢受給者証が一体型となっています

※保険証送付時に個人番号の下4ケタをお知らせします。お持ちのマイナンバーカードや通知カードに記載の番号と相違がないかご確認ください

### ■限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「限度額適用認定証」という)も更新

現在ご使用の限度額適用認定証の有効期限は令和6年7月31日です。令和6年8月1日以降、限度額適用認定証が必要な方は、役場窓口(住民課戸籍保険係)で申請してください。



問合せ先

●制度全般について 住民課戸籍保険係 ☎ IP 53・2323 Eメール: kokuho@town.tsukigata.hokkaido.jp  
●保険税について 住民課税務係 ☎ IP 53・2323 Eメール: zeimu@town.tsukigata.hokkaido.jp

## ◆ 国民健康保険税の減額について ◆

### 出産被保険者の保険税の減額 ～届出が必要です～

子育て世帯の負担軽減および次世代育成支援などの観点から、出産される国民健康保険被保険者の産前産後期間にかかる令和6年1月以降の保険税を減額します。

#### 【対象となる方】

出産する予定の方または出産した方

※妊娠85日（4カ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます）

#### 【減額される期間】

単胎の場合 出産予定月（または出産月）の1カ月前から2カ月後までの合計4カ月分

多胎の場合 出産予定月（または出産月）の3カ月前から2カ月後までの合計6カ月分

#### 【減額される保険税】

出産被保険者の産前産後期間相当分の所得割と均等割が年間保険税額から減額されます。

産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

### 被用者保険の被扶養者であった方の保険税の減額 ～届出が必要です～

被用者保険の被扶養者であった65歳以上の方（旧被扶養者）が国保に加入するときは、保険税が減額されます。

#### 【対象となる方】

被用者保険（会社員や公務員、船員などが加入する保険で、市町村国保や国民健康保険組合は該当しません）の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより国民健康保険の資格を取得した65歳以上の被扶養者であった方

#### 【減額される期間】

(1)所得割 当面の間 (2)均等割・平等割 加入から2年間

#### 【減額される保険税】

所得割 全額

均等割 2分の1（7割、5割軽減が適用されている場合は除く）

平等割 世帯内の国保加入者がすべて旧被扶養者のときは2分の1（7割、5割軽減が適用されている場合は除く）

### 倒産・解雇などにより離職された方の保険税の減額 ～届出が必要です～

倒産・解雇などの事業主都合や雇い止めなどにより離職された方は、国民健康保険税が減額されます。

#### 【対象となる方】

次のいずれも満たす方

(1)離職日の時点で64歳以下

(2)雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」で雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由コードが「11」「12」「21」「22」「23」「31」「32」「33」「34」のいずれか

ただし以下の方は対象となりません。

雇用保険を受給しない方（離職票では手続きできません）

雇用保険受給資格者証の右上に、「特」、「高」の表示がある方

雇用保険特例受給資格通知、雇用保険高年齢受給資格通知をお持ちの方

#### 【減額される期間】

離職日の翌日の属する月からその翌年度末までの間（最大2年間）

#### 【減額される保険税】

対象となる方の前年の所得のうち「給与所得」の金額を30/100として保険税を計算します。

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ IP 53・2323 Eメール: kokuho@town.tsukigata.hokkaido.jp



**ご注意ください！** 今年12月2日から現在の保険証は発行されなくなります  
※令和6年12月1日までに発行された保険証は令和7年7月31日まで有効です

とってもカンタン！

医療機関などを受診の際はマイナンバーカードをご利用ください

- 1 受付** マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください  
※カードリーダーでマイナンバーカードを保険証として登録できます
- 2 本人確認** 顔認証または4ケタの暗証番号を入力してください
- 3 同意の確認** 診療室などでの診療・服薬・健診情報の利用について確認してください
- 4 受付完了** 以上で受付は完了です  
※カードを忘れずにお持ちください

### マイナンバーカードを使うメリット

#### ①医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険税で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担額も低くなります

#### ②より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます

#### ③手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

### マイナンバーカードを申請

#### ■申請方法は選択可能です

- ①オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請

### マイナンバーカードを保険証として登録

#### ■利用登録の方法

- ①医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ IP 53・2323 Eメール: [kokuho@town.tsukigata.hokkaido.jp](mailto:kokuho@town.tsukigata.hokkaido.jp)